

# 自動体外式除細動器（AED）賃貸借仕様書

## 1 件名 自動体外式除細動器(AED)賃貸借

## 2 規格及び構成

(1) AED本体、付属品及び消耗品は新品であること。

(2) 本体

- ・ AED、除細動パッドともに医療機器として医療品医療機器等法(薬機法)の承認を受けており、過去の使用事例において安全性が確認されている機器であること。
- ・ JRC蘇生ガイドライン2020(日本版)に対応する機器であること。
- ・ 長期(5年以上)の使用に耐えうる機器であること。
- ・ 二相性波形除細動器であること。
- ・ 機器の機能を毎日自動的に点検するセルフテスト機能を有し、機能の状態をインジケータの表示等で確認できること。
- ・ AEDの操作方法を誘導する日本語の音声ガイダンス機能を有し、カラー液晶で使用手順、心肺蘇生法のスライド等の表示を有すること。
- ・ 小児～成人まで対応可能で切替えにて操作可能であること。
- ・ 遠隔監視によりweb上で、AEDのパッド及びバッテリーの期限管理が確認でき機器の異常及び有効期限の管理期限が近づくとメール配信し情報を知らせる機能を有すること。
- ・ AED使用時の心電図データ等が保存可能な媒体を装備すること。

(3) バッテリーパック

- ・ 1台につき1個とし、通常待機状態で電池寿命が2年以上で、充電不可のものとする。

(4) 除細動パッド

- ・ 成人用・小児用兼用タイプの除細動パッドを備えること、1台につき常時2組以上付属させること。

(5) 付属品(1台につき各1個)

- ・ レスキューセット(ハサミ、CPR用マスク、感染防止用手袋、吸水用タオル、カミソリ)
- ・ キャリングケース
- ・ 取扱説明書

(6) AED設置表示ステッカー

- ・ 1台につき2枚(UVカット両面印刷)【貝塚市】の文字を表示していること。  
※サイズ・デザインは、賃借者が提示する。

(7) 心電図データ保存媒体からの解析

- ・ AED使用時、データを抽出し解析する為のソフト等を1セット貝塚市消防

本部に配置すること。

(8) 9 ボルト乾電池 (壁掛け・自立式スタンドボックス用)  
38個

(9) 参考製品

・参考製品は、下記のとおりとする。

なお参考製品以外の同等品を選定する場合は、商品カタログを添付のうえ事前に承認を得るものとする。承認を得ない見積は無効とする。同等品申請及び承認回答期間は見積条件に記載の質疑・回答期間とする。

参考製品：フクダ電子ダイナハートAED S1D

日本光電工業(株) カルジオライフ AED-3150

3 数量

自動体外式除細動器(AED)一式……62式 (すべて同機種とする)

自動体外式除細動器(AED)と同機種訓練機一式……2式

4 賃貸借期間

令和8年8月1日～令和13年7月31日(60カ月)

5 設置期限

令和8年7月30日(木)まで

6 設置場所

別紙のとおり

7 支払方法

各月の賃貸借料及び消費税等額を翌月の10日までに発注者に請求するものとし、発注者は受注者の請求のあった日から30日以内にこれを支払うものとする。

8 質疑

質問がある場合は、令和8年6月9日(火)午後5時までに任意様式質疑書にて貝塚市消防本部警備課にFAX送信するとともに、お電話にてその旨ご連絡ください。

回答については、令和8年6月16日(火)午後5時までに入札参加資格を得た業者にFAXにて送信します。

貝塚市消防本部警備課 担当 前田 FAX 072-433-4603

TEL 072-422-9202(直通)

TEL 072-422-0119(代表)

## 9 その他

- (1) 納品については市職員又は消防職員立会いの下、受注者が直接納入場所に納入、設置作業を行うこと。
- (2) 除細動パッドとバッテリーパックの定期交換は、受注者が設置場所に訪問し使用期限内に行うこと。
- (3) AEDを使用した後は、受注者が除細動パッド、電池パック等使用した消耗品を交換すること。
- (4) 通常保管管理状態での故障・破損などに対しては、受注者が設置場所に訪問し迅速なメンテナンスをおこなうこと。
- (5) 受注者は、動産総合保険に加入し、盗難等にも対応できること。
- (6) 設置機器に保守担当者の連絡先を明示すること。
- (7) AED設置場所を表示するステッカーは、受注者及び設置場所管理者等と協議のうえ、見やすい場所に掲示すること。
- (8) 賃貸借契約期間中、AEDの追加を希望する場合は、発注者と受注者が協議すること。
- (9) コンビニエンスストアの閉店等により、AEDの設置に変更が生じた場合は、設置場所を消防本部とする。
- (10) 上記(1)～(5)、(8)～(9)にかかる費用は受注者が負担すること。
- (11) 受注者は、自主回収、リコール対象となった場合は、同等品以上の代替品を準備するなど迅速な対応を図ること。

## 10 連絡先

貝塚市消防本部警備課	TEL 072-422-9202
貝塚市学校教育課	TEL 072-433-7108
貝塚市社会教育課	TEL 072-433-7125
貝塚市中央公民館	TEL 072-433-7222
貝塚市公園緑地課	TEL 072-433-7240
貝塚市スポーツ振興課	TEL 072-433-7121
貝塚市総務課	TEL 072-433-7073
貝塚市民図書館	TEL 072-433-7200